

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童手当給付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、児童手当給付事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当給付事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童手当認定請求・現況届の受付、児童手当の支給、受給者台帳の管理等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 受給資格者・配偶者・児童等の住民票情報・所得情報・年金情報・公金受取口座情報・戸籍情報を確認し、児童手当の受給資格の確認及び資格区分の決定を行う。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項及び107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童部子育て給付課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市市民部市民相談室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市児童部子育て給付課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[10万人以上30万人未満] 令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月15日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署 子育て支援室 増山 和也 ②所属長 子育て支援室長 増山 和也	① 部署 児童部子育て給付課 ② 所属長 子育て給付課長 當 直美	事後	
平成28年11月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470	請求先 吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	
平成28年11月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 吹田市子ども子育て支援室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470	連絡先 吹田市児童部子育て給付課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470	事後	
平成28年11月15日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年5月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月15日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年5月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年8月30日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年8月30日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月14日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て給付課長 當 直美	子育て給付課長 高田 礼子	事後	
平成30年8月14日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月14日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成31年3月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	<新規>	課長	事後	
平成31年3月27日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月27日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IVリスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和1年11月9日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	事後	
令和1年11月9日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	事後	
令和2年12月3日	IV-4 委託先における不正な使用等	—	2) 十分である	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第7号 別表第2の74項、75項	番号法第19条第8号 別表第2の74項、75項	事後	
令和3年9月1日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年9月1日時点	事後	
令和4年12月1日	I-1. ②事務の概要	*特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。	*特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。	事後	
令和4年12月1日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和3年9月1日時点	いつの時点の計数か 令和4年11月1日時点	事後	
令和4年12月1日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和3年9月1日時点	いつの時点の計数か 令和4年11月1日時点	事後	
	I-1. ②事務の概要	*児童手当法に基づき、児童手当認定請求・現況届の受付・児童手当の支給、受給者台帳の管理等を行う。 *特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 受給資格者・配偶者・児童等の住民票情報・所得情報・年金情報・公金受取口座情報を確認し、児童手当の受給資格の確認及び資格区分の決定を行う。	*児童手当法に基づき、児童手当認定請求・現況届の受付・児童手当の支給、受給者台帳の管理等を行う。 *特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 受給資格者・配偶者・児童等の住民票情報・所得情報・年金情報・公金受取口座情報・戸籍情報を確認し、児童手当の受給資格の確認及び資格区分の決定を行う。	事後	
	I-1. ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)、申請管理システム	事後	
	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	
	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の74項、75項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項及び107の項	事後	
	II-1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
	II-1. いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
	II-2. いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
	IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
	IV-8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事後	
	IV-8. 判断の根拠	(なし)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る構造的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	
	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	〔〇〕全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	
令和8年3月23日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	市民総務室	市民相談室	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出